

高知県高知海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1, 001号	高知県漁業協同組合	土佐清水市養老水落地先	点の位置 基点甲 土佐清水市あしずり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方位41度5分の線上甲から233メートルの点 イ 甲から磁針方位42度0分の線上甲から238メートルの点 ウ 甲から磁針方位51度10分の線上甲から210メートルの点 エ 甲から磁針方位49度10分の線上甲から204メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第1, 002号	高知県漁業協同組合	土佐清水市養老水落地先沖	点の位置 基点甲 土佐清水市あしずり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方位50度0分の線上甲から145メートルの点 イ 甲から磁針方位60度40分の線上甲から188メートルの点 ウ 甲から磁針方位92度10分の線上甲から160メートルの点 エ 甲から磁針方位92度10分の線上甲から110メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第1, 003号	高知県漁業協同組合	土佐清水市三崎地先	点の位置 基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基点 ア 甲から磁針方位124度43分の線上甲から118メートルの点 イ 甲から磁針方位133度55分の線上甲から266メートルの点 ウ 甲から磁針方位142度3分の線上甲から264メートルの点 エ 甲から磁針方位144度1分の線上甲から113メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 1,004号	高知県漁業協同組合	土佐清水市竜串地先 (1)	点の位置 基点甲 土佐清水市三崎大渚区画基点 ア 甲から磁針方位141度8分の線上 甲から213メートルの点 イ 甲から磁針方位166度50分の線上 甲から237メートルの点 ウ 甲から磁針方位178度7分の線上 甲から326メートルの点 エ 甲から磁針方位182度8分の線上 甲から455メートルの点 オ 甲から磁針方位175度58分の線上 甲から608メートルの点 カ 甲から磁針方位173度26分の線上 甲から662メートルの点 キ 甲から磁針方位170度3分の線上 甲から693メートルの点 ク 甲から磁針方位162度29分の線上 甲から690メートルの点 ケ 甲から磁針方位159度30分の線上 甲から485メートルの点 コ 甲から磁針方位131度17分の線上 甲から286メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ ク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により 囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和15年8月31日 まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,001号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町白浜間 浜	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町白浜間浜西区画基 点 基点乙 安芸郡東洋町白浜間浜東区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から右に 7度42分の線と乙から甲を見通した線から 左に77度12分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 1度57分の線と乙から甲を見通した線から 左に171度31分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 15度17分の線と乙から甲を見通した線から 左に135度25分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 21度26分の線と乙から甲を見通した線から 左に96度26分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	安芸郡東洋町のうち 甲浦、白浜、河内及 び生見	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2, 002号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結大 手沖	点の位置 基点甲 香南市夜須町手結浦戸県漁場基点第90号 基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に22度51分31秒の線と乙から 甲を見通した線から右に5度17分2秒の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に82度48分31秒の線と乙から 甲を見通した線から右に20度52分42秒の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31秒の線と乙から 甲を見通した線から右に44度40分50秒の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0秒の線と乙から 甲を見通した線から右に55度51分37秒の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19秒の線と乙から 甲を見通した線から右に34度21分36秒の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に83度0分0秒の線と乙から 甲を見通した線から右に48度3分36秒の線との交点 キ 甲から乙を見通した線から左に62度30分42秒の線と乙から 甲を見通した線から右に72度8分36秒の線との交点 ク 甲から乙を見通した線から左に55度6分38秒の線と乙から 甲を見通した線から右に82度35分29秒の線との交点 ケ 甲から乙を見通した線から左に52度12分32秒の線と乙から 甲を見通した線から右に79度4分38秒の線との交点 コ 甲から乙を見通した線から左に42度23分23秒の線と乙から 甲を見通した線から右に75度53分27秒の線との交点 サ 甲から乙を見通した線から左に34度40分22秒の線と乙から 甲を見通した線から右に77度59分53秒の線との交点 シ 甲から乙を見通した線から左に29度1分6秒の線と乙から 甲を見通した線から右に82度50分16秒の線との交点 ス 甲から乙を見通した線から左に23度42分43秒の線と乙から 甲を見通した線から右に89度24分51秒の線との交点 セ 甲から乙を見通した線から左に22度27分57秒の線と乙から 甲を見通した線から右に69度52分42秒の線との交点 ソ 甲から乙を見通した線から左に12度41分39秒の線と乙から 甲を見通した線から右に29度36分24秒の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コ サ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ15直線により囲ま れた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2, 003号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町沖防波 堤前	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基 点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から左に 75度4分の線と乙から甲を見通した線から 右に27度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 49度2分の線と乙から甲を見通した線から 右に57度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 22度31分の線と乙から甲を見通した線から 右に38度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 77度41分の線と乙から甲を見通した線から 右に14度11分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 2,004号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町古波止 南地先（１）	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 42度19分の線と乙から甲を見通した線から 左に79度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 86度8分の線と乙から甲を見通した線から 左に26度57分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 79度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に22度50分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 37度4分の線と乙から甲を見通した線から 左に81度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,005号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町古波止 南地先（２）	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点 ア 甲から磁針方位139度54分の線上 甲から174メートルの点 イ 甲から磁針方位177度21分の線上 甲から308メートルの点 ウ 甲から磁針方位183度52分の線上 甲から289メートルの点 エ 甲から磁針方位145度43分の線上 甲から138メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,006号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町小宇津 賀地先	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区 画基点 ア 甲から磁針方位234度35分の線上 甲から242メートルの点 イ 甲から磁針方位234度35分の線上 甲から30メートルの点 ウ 甲から磁針方位203度23分の線上 甲から198メートルの点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれ た区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区 域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2,007号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内下浦場 地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の 白石区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位45度18分の線上 甲から116メートルの点 イ 甲から磁針方位0度40分の線上 甲から170メートルの点 ウ 乙から磁針方位271度53分の線上 乙から128メートルの点 エ 乙から磁針方位243度7分の線上 乙から78メートルの点 アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエ ア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた 区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち浦ノ 内。ただし、同市の うち浦ノ内福良204番 地の1から254番地ま で及び437番地の2を 除く。	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,008号	大谷漁業協同組合	須崎市大谷小室戸地 先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位37度58分の線上 甲から917メートルの点 イ 甲から磁針方位41度10分の線上 甲から1,113メートルの点 ウ 甲から磁針方位61度5分の線上 甲から1,062メートルの点 エ 甲から磁針方位60度26分の線上 甲から856メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち大谷	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,009号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ 加江押岡地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀澄 小型定置漁場基点 ア 甲から磁針方位284度26分の線上 甲から433メートルの点 イ 甲から磁針方位232度44分の線上 甲から563メートルの点 ウ 甲から磁針方位246度14分の線上 甲から793メートルの点 エ 甲から磁針方位280度23分の線上 甲から711メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,010号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町伊田前 磯沖	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町伊田弁天渚県漁場 基点第120号 ア 甲から磁針方位180度48分の線上 甲から555メートルの点 イ 甲から磁針方位234度12分の線上 甲から320メートルの点 ウ 甲から磁針方位234度12分の線上 甲から20メートルの点（瀬田砦） エ 甲から磁針方位148度23分の線上 甲から452メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 伊田、灘、有井川及 び白浜	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2,011号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 沖ノ高簀地先(1)	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高簀区 画基点 ア 甲から磁針方位128度36分の線上 甲から310メートルの点 イ 甲から磁針方位123度10分の線上 甲から338メートルの点 ウ 甲から磁針方位133度25分の線上 甲から415メートルの点 エ 甲から磁針方位138度8分の線上 甲から393メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口及び浮鞭	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,012号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 沖ノ高簀地先(2)	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高簀区 画基点 ア 甲から磁針方位148度40分の線上 甲から242メートルの点 イ 甲から磁針方位141度5分の線上 甲から264メートルの点 ウ 甲から磁針方位151度17分の線上 甲から348メートルの点 エ 甲から磁針方位157度15分の線上 甲から331メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口及び浮鞭	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,013号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 ねどこ簀東地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高簀区 画基点 ア 甲から磁針方位265度40分の線上 甲から612メートルの点 イ 甲から磁針方位265度40分の線上 甲から572メートルの点 ウ 甲から磁針方位255度51分の線上 甲から583メートルの点 エ 甲から磁針方位256度35分の線上 甲から622メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口及び浮鞭	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,014号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 岬防波堤地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤 (Ⅳ)区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯 台 ア 甲から乙を見通した線から右に 4度0分の線上甲から286メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に 26度30分の線上甲から313メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 31度0分の線上甲から267メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 4度0分の線上甲から236メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口及び浮鞭	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 2,015号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 大濬地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤 (IV)区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯 台 ア 甲から乙を見通した線から右に 284度0分の線上甲から151メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に 290度0分の線上甲から149メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 288度0分の線上甲から104メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 280度0分の線上甲から107メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口及び浮鞭	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,016号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越大刈谷 地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画 基点 ア 甲から磁針方位134度14分の線上 甲から114メートルの点 イ 甲から磁針方位141度4分の線上 甲から171メートルの点 ウ 甲から磁針方位182度40分の線上 甲から192メートルの点 エ 甲から磁針方位194度45分の線上 甲から143メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,017号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越カサア ジロ地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画 基点 ア 甲から磁針方位13度35分の線上 甲から141メートルの点 イ 甲から磁針方位23度21分の線上 甲から95メートルの点 ウ 甲から磁針方位332度12分の線上 甲から90メートルの点 エ 甲から磁針方位340度42分の線上 甲から137メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,018号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越小刈谷 地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平濬区画基 点 ア 甲から磁針方位223度15分の線上 甲から100メートルの点 イ 甲から磁針方位190度30分の線上 甲から170メートルの点 ウ 甲から磁針方位218度30分の線上 甲から288メートルの点 エ 甲から磁針方位238度15分の線上 甲から255メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 2,019号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越松の下 地先	点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平濤区画基 点 ア 甲から磁針方位357度28分の線上 甲から134メートルの点 イ 甲から磁針方位24度9分の線上 甲から234メートルの点 ウ 甲から磁針方位40度45分の線上 甲から213メートルの点 エ 甲から磁針方位25度44分の線上 甲から90メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,020号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越大間地 先(1)	点の位置 基点甲 土佐清水市越大間区画基点 ア 甲から磁針方位223度13分の線上 甲から232メートルの点 イ 甲から磁針方位206度13分の線上 甲から209メートルの点 ウ 甲から磁針方位201度20分の線上 甲から356メートルの点 エ 甲から磁針方位212度10分の線上 甲から371メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,021号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越大間地 先(2)	点の位置 基点甲 土佐清水市越あしずり港岸壁区 画基点 ア 甲から磁針方位34度50分の線上 甲から390メートルの点 イ 甲から磁針方位47度50分の線上 甲から430メートルの点 ウ 甲から磁針方位69度25分の線上 甲から276メートルの点 エ 甲から磁針方位51度0分の線上 甲から208メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 2,022号	高知県漁業協同組合	土佐清水市養老森出 し地先	点の位置 基点甲 土佐清水市養老ガラク区画基点 ア 甲から磁針方位102度32分の線上 甲から499メートルの点 イ 甲から磁針方位100度18分の線上 甲から597メートルの点 ウ 甲から磁針方位113度42分の線上 甲から644メートルの点 エ 甲から磁針方位117度48分の線上 甲から551メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち養 老及び松崎	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2, 023号	高知県漁業協同組合	土佐清水市三崎島の 奥地先（5）	点の位置 基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤 突端区画基点 ア 甲から磁針方位53度19分の線上 甲から384メートルの点 イ 甲から磁針方位83度10分の線上 甲から392メートルの点 ウ 甲から磁針方位95度41分の線上 甲から224メートルの点 エ 甲から磁針方位41度25分の線上 甲から214メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち三 崎、下益野、竜串及 び爪白	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2, 024号	高知県漁業協同組合	土佐清水市三崎島の 奥南地先（2）	点の位置 基点甲 土佐清水市三崎赤鷺島漁場基点 ア 甲から磁針方位20度58分の線上 甲から654メートルの点 イ 甲から磁針方位25度32分の線上 甲から462メートルの点 ウ 甲から磁針方位 6 度25分の線上 甲から445メートルの点 エ 甲から磁針方位 7 度38分の線上 甲から640メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち三 崎、下益野、竜串及 び爪白	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2, 025号	高知県漁業協同組合	土佐清水市竜串地先 （3）	点の位置 基点甲 土佐清水市竜串大濠区画基点 ア 甲から磁針方位189度51分の線上 甲から621メートルの点 イ 甲から磁針方位208度38分の線上 甲から555メートルの点 ウ 甲から磁針方位205度16分の線上 甲から405メートルの点 エ 甲から磁針方位181度28分の線上 甲から490メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち三 崎、下益野、竜串及 び爪白	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2, 026号	橘浦漁業協同組合	橘多郡大月町橘浦高 望地先	点の位置 基点甲 橘多郡大月町橘浦高望丸渚区画 基点 ア 甲から磁針方位13度 8 分の線上 甲から62メートルの点 イ 甲から磁針方位43度44分の線上 甲から198メートルの点 ウ 甲から磁針方位105度58分の線上 甲から266メートルの点 エ 甲から磁針方位140度 9 分の線上 甲から206メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	橘多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2,027号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦椎 の浦地先（2）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻県漁場基点第230号 ア 甲から磁針方位152度9分の線上 甲から672メートルの点 イ 甲から磁針方位162度30分の線上 甲から709メートルの点 ウ 甲から磁針方位167度12分の線上 甲から591メートルの点 エ 甲から磁針方位154度52分の線上 甲から545メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,028号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦弦 場の鼻地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻県漁場基点第230号 ア 甲から磁針方位145度58分の線上 甲から403メートルの点 イ 甲から磁針方位162度5分の線上 甲から431メートルの点 ウ 甲から磁針方位178度46分の線上 甲から255メートルの点 エ 甲から磁針方位151度11分の線上 甲から204メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2,029号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫町大海 弘浦地先	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山八幡鼻区 画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山小海下の 鼻区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 111度2分の線と乙から甲を見通した線から 右に46度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 79度0分の線と乙から甲を見通した線から 右に61度5分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 106度5分の線と乙から甲を見通した線から 右に20度5分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 143度0分の線と乙から甲を見通した線から 右に21度2分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 2, 030号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市大島大島南地 先	点の位置 基点甲 宿毛市大島成陽島区画基点 基点乙 宿毛市大島島帽子湾区画基点 基点丙 宿毛市大島矢竹島西南区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に84度27 分の線上甲から96メートルの点 イ 丙から甲を見通した線から左に76度17 分の線上丙から80メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に42度35 分の線と乙から甲を見通した線から左に31度17分 の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に30度3 分の線と乙から甲を見通した線から左に33度22分 の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に12度26 分の線と乙から甲を見通した線から左に10度21分 の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に5度40 分の線と乙から甲を見通した線から右に124度52 分の線との交点 キ 甲から乙を見通した線から右に4度18 分の線と乙から甲を見通した線から左に133度56 分の線との交点 ク 甲から乙を見通した線から右に12度5 分の線と乙から甲を見通した線から左に47度50分 の線との交点 ケ 甲から乙を見通した線から右に25度15 分の線と乙から甲を見通した線から左に86度12分 の線との交点 コ 甲から乙を見通した線から右に66度46 分の線と乙から甲を見通した線から左に50度46分 の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、ク ケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区 域	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち大島、 片島、池島、坂ノ 下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 2, 031号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島網 代谷地先(1)	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島松示湾区画基 点 基点乙 宿毛市藻津大藤島網代の北の鼻 区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 83度59分の線と乙から甲を見通した線から 左に53度38分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 83度37分の線と乙から甲を見通した線から 左に41度46分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 32度18分の線と乙から甲を見通した線から 左に100度8分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 42度7分の線と乙から甲を見通した線から 左に98度39分の線との交点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 001号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町甲浦港 内びしゃご簀地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町甲浦びしゃご簀区 画基点 ア 甲から磁針方位277度12分の線上 甲から146メートルの点 イ 甲から磁針方位154度58分の線上 甲から27メートルの点 ウ 甲から磁針方位144度45分の線上 甲から108メートルの点 エ 甲から磁針方位191度55分の線上 甲から150メートルの点 オ 甲から磁針方位262度45分の線上 甲から183メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5 直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	安芸郡東洋町のうち 甲浦、白浜、河内及 び生見	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 002号	高知県漁業協同組合	安芸郡東洋町甲浦港 内くじら簀地先	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町甲浦港内くじら簀 区画基点 ア 甲から磁針方位345度20分の線上 甲から117メートルの点 イ 甲から磁針方位25度12分の線上 甲から138メートルの点 ウ 甲から磁針方位91度30分の線上 甲から162メートルの点 エ 甲から磁針方位295度46分の線上 甲から31メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	安芸郡東洋町のうち 甲浦、白浜、河内及 び生見	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 003号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村上黒簀県漁場基点 ア 甲から磁針方位192度8分の線上 甲から3,034メートルの点 イ 甲から磁針方位194度48分の線上 甲から3,033メートルの点 ウ 甲から磁針方位194度39分の線上 甲から2,830メートルの点 エ 甲から磁針方位191度48分の線上 甲から2,836メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 004号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結大 手沖	点の位置 基点甲 香南市夜須町手結浦戸簀県漁場 基点90号 基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から左に 62度48分31秒の線と乙から甲を見通した線 から右に20度52分42秒の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 75度55分19秒の線と乙から甲を見通した線 から右に34度21分36秒の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 48度29分0秒の線と乙から甲を見通した線 から右に55度51分37秒の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 31度19分31秒の線と乙から甲を見通した線 から右に44度40分50秒の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 005号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町宇佐荻 崎地先	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基 点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から左に 75度40分の線と乙から甲を見通した線から 右に52度37分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 65度26分の線と乙から甲を見通した線から 右に60度39分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 56度17分の線と乙から甲を見通した線から 右に63度28分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 49度2分の線と乙から甲を見通した線から 右に57度3分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に 69度11分の線と乙から甲を見通した線から 右に41度20分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5 直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち新居	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 006号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町沖防波 堤前	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基 点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から左に 75度4分の線と乙から甲を見通した線から 右に27度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 49度2分の線と乙から甲を見通した線から 右に57度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 22度31分の線と乙から甲を見通した線から 右に38度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 77度41分の線と乙から甲を見通した線から 右に14度11分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 007号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町古波止 南地先(1)	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 42度19分の線と乙から甲を見通した線から 左に79度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 86度8分の線と乙から甲を見通した線から 左に26度57分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 79度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に22度50分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 37度4分の線と乙から甲を見通した線から 左に81度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 008号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町古波止 南地先(2)	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点 ア 甲から磁針方位139度54分の線上 甲から174メートルの点 イ 甲から磁針方位177度21分の線上 甲から308メートルの点 ウ 甲から磁針方位183度52分の線上 甲から289メートルの点 エ 甲から磁針方位145度43分の線上 甲から138メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 009号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町小宇津 賀地先	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区 画基点 ア 甲から磁針方位234度35分の線上 甲から242メートルの点 イ 甲から磁針方位234度35分の線上 甲から30メートルの点 ウ 甲から磁針方位203度23分の線上 甲から198メートルの点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれ た区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区 域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 010号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内光松地 先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位286度55分の線上 甲から528メートルの点 イ 甲から磁針方位295度6分の線上 甲から590メートルの点 ウ 甲から磁針方位357度30分の線上 甲から427メートルの点 エ 甲から磁針方位2度40分の線上 甲から333メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち浦ノ 内。ただし、同市の うち浦ノ内福良204番 地の1から254番地ま で及び437番地の2を 除く。	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 011号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内長迫小 網代地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内福良下大添茂串西 の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位312度23分の線上 甲から407メートルの点 イ 甲から磁針方位305度10分の線上 甲から352メートルの点 ウ 甲から磁針方位44度48分の線上 甲から543メートルの点 エ 甲から磁針方位36度32分の線上 甲から600メートルの点 アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにア エ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた 区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち浦ノ 内。ただし、同市の うち浦ノ内福良204番 地の1から254番地ま で及び437番地の2を 除く。	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第3,012号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内苦木地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位248度12分の線上 甲から868メートルの点（茂串の鼻） イ 甲から磁針方位258度25分の線上 甲から844メートルの点 ウ 甲から磁針方位245度0分の線上 甲から682メートルの点 エ 甲から磁針方位216度7分の線上 甲から826メートルの点 オ 甲から磁針方位218度37分の線上 甲から945メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,013号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内大鹿千族地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上 ア 甲から磁針方位80度40分の線上 甲から150メートルの点 イ 甲から磁針方位51度36分の線上 甲から588メートルの点 ウ 甲から磁針方位61度30分の線上 甲から612メートルの点 エ 甲から磁針方位120度9分の線上 甲から200メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,014号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内下がり木地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内福良クロハ区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内福良ウバガフツクロ区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に24度45分の線と乙から甲を見通した線から右に60度47分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に98度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に42度21分の線と乙から甲を見通した線から右に108度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に11度2分の線と乙から甲を見通した線から左に117度22分の線との交点		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,015号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内上浦場西地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石新区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に77度8分の線上甲から105メートルの点 イ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から228メートルの点 ウ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から113メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に3度30分の線上甲から73メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第3,016号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内玉目地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内赤ヶ崎区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に76度24分の線上甲から291メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に38度2分の線上甲から88メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に102度20分の線上甲から156メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に96度9分の線上甲から314メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,017号	高知県漁業協同組合	須崎市浦ノ内入戸南地先	点の位置 基点甲 須崎市浦ノ内入戸五厘の鼻区画基点 基点乙 須崎市浦ノ内入戸松ヶ崎新区画基点 ア 甲から乙を見通した線から左に17度49分の線上甲から140メートルの点 イ 乙から甲を見通した線から右に17度35分の線上乙から123メートルの点 ウ 乙から甲を見通した線から左に30度53分の線上乙から142メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に27度25分の線上甲から145メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,018号	野見漁業協同組合 大谷漁業協同組合 高知県漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市大谷戸島地先（ガラク）	点の位置 基点甲 須崎市大谷戸島北区画基点 ア 甲から磁針方位302度8分の線上甲から786メートルの点 イ 甲から磁針方位339度32分の線上甲から681メートルの点 ウ 甲から磁針方位352度42分の線上甲から235メートルの点 エ 甲から磁針方位271度53分の線上甲から637メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3,019号	大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合 高知県漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市大谷中ノ島地先	点の位置 基点甲 須崎市大谷中ノ島西区画基点 ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点 イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点 ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点 エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 020号	大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合 高知県漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市大谷白浜地先	点の位置 基点甲 須崎市大谷峰ヶ尻区画基点 基点乙 須崎市大谷白浜ふとしの鼻区画基点 ア 甲から磁針方位66度48分の線上 甲から340メートルの点 イ 甲から磁針方位73度3分の線上 甲から266メートルの点 ウ 甲から磁針方位315度51分の線上 甲から80メートルの点 エ 甲から磁針方位328度45分の線上 甲から486メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エ乙及び乙アを結ぶ5直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第 3, 021号	野見漁業協同組合	須崎市野見大室戸地先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 基点乙 須崎市大谷小長崎白目畧区画基点 ア 甲から磁針方位326度23分の線上 甲から310メートルの点 イ 甲から磁針方位33度40分の線上 甲から826メートルの点 ウ 乙から磁針方位177度30分の線上 乙から204メートルの点 エ 乙から磁針方位217度35分の線上 乙から394メートルの点 オ 甲から磁針方位61度50分の線上 甲から466メートルの点 カ 甲から磁針方位326度23分の線上 甲から131メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち野見	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第 3, 022号	大谷漁業協同組合	須崎市大谷小室戸地先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位37度58分の線上 甲から917メートルの点 イ 甲から磁針方位41度10分の線上 甲から1,113メートルの点 ウ 甲から磁針方位61度5分の線上 甲から1,062メートルの点 エ 甲から磁針方位60度26分の線上 甲から856メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	須崎市のうち大谷	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3,023号	大谷漁業協同組合	須崎市野見湾馬の背 地先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位326度23分の線上 甲から959メートルの点 イ 甲から磁針方位24度24分の線上 甲から1,053メートルの点 ウ 甲から磁針方位30度33分の線上 甲から986メートルの点 エ 甲から磁針方位326度23分の線上 甲から430メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち大谷	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3,024号	大谷漁業協同組合 野見漁業協同組合	須崎市大谷勢井湾中 央地先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位339度42分の線上 甲から1,255メートルの点 イ 甲から磁針方位351度10分の線上 甲から1,212メートルの点 ウ 甲から磁針方位350度18分の線上 甲から993メートルの点 エ 甲から磁針方位336度31分の線上 甲から1,044メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち大谷及 び野見	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3,025号	錦浦漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 須崎町漁業協同組合	須崎市安和地先	点の位置 基点甲 須崎市安和桜川々口南区画基点 ア 甲から磁針方位62度54分の線上 甲から505メートルの点 イ 甲から磁針方位85度43分の線上 甲から609メートルの点 ウ 甲から磁針方位92度45分の線上 甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位57度21分の線上 甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち須崎	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3,026号	久礼漁業協同組合	高岡郡中土佐町久礼 双名島地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島元の 島区画基点 ア 甲から磁針方位278度40分の線上 甲から129メートルの点 イ 甲から磁針方位286度46分の線上 甲から207メートルの点 ウ 甲から磁針方位300度28分の線上 甲から207メートルの点 エ 甲から磁針方位299度16分の線上 甲から120メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち久礼	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 027号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ 加江上ノ加江港内	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江権現碇 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江権現碇 ア 甲から磁針方位291度50分の線上 甲から368メートルの点 イ 甲から磁針方位305度52分の線上 甲から383メートルの点 ウ 甲から磁針方位310度16分の線上 甲から304メートルの点 エ 甲から磁針方位293度17分の線上 甲から282メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 028号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ 加江弁天崎地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ碇 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎 基点丙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎 ア 甲から乙を見通した線から左に 39度14分の線と乙から甲を見通した線から 右に60度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 35度53分の線と乙から甲を見通した線から 右に74度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 21度24分の線と乙から甲を見通した線から 右に74度8分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 22度32分の線と乙から甲を見通した線から 右に50度53分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 029号	高知県漁業協同組合	幡多郡黒潮町上川口 港内岬防波堤地先	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波 堤区画基点 ア 甲から磁針方位165度40分の線上 甲から101メートルの点 イ 甲から磁針方位194度8分の線上 甲から101メートルの点 ウ 甲から磁針方位203度7分の線上 甲から62メートルの点 エ 甲から磁針方位156度21分の線上 甲から63メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡黒潮町のうち 上川口	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3,030号	高知県漁業協同組合	土佐清水市清水港内 呼塔山地先	点の位置 基点甲 土佐清水市清水渡場区画基点 ア 甲から磁針方位13度23分の線上 甲から63メートルの点 イ 甲から磁針方位33度12分の線上 甲から177メートルの点 ウ 甲から磁針方位46度21分の線上 甲から174メートルの点 エ 甲から磁針方位52度37分の線上 甲から55メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち清 水	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3,031号	高知県漁業協同組合	土佐清水市越小刈谷 地先(2)	点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平塔区画基 点 ア 甲から磁針方位235度30分の線上 甲から312メートルの点 イ 甲から磁針方位239度0分の線上 甲から418メートルの点 ウ 甲から磁針方位246度0分の線上 甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位245度0分の線上 甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐清水市のうち越	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3,032号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町古満目 第一防波堤東地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤 突端区画基点 ア 甲から磁針方位48度51分の線上 甲から91メートルの点 イ 甲から磁針方位76度26分の線上 甲から255メートルの点 ウ 甲から磁針方位90度0分の線上 甲から248メートルの点 エ 甲から磁針方位89度53分の線上 甲から68メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 古満目	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 033号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町柏島兼 山神社下地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第 184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から左に 50度26分の線上甲から447メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に 33度30分の線上甲から466メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 24度0分の線上甲から403メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に 17度24分の線上甲から328メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に 58度40分の線上甲から279メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に 56度56分の線上甲から348メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に 54度35分の線上甲から424メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及び キアを結ぶ7直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 柏島	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 034号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町柏島赤 むろ崎前地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第 184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に 5度23分の線上甲から459メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に 20度24分の線上甲から539メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 64度10分の線上甲から604メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 87度30分の線上甲から406メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に 75度51分の線上甲から307メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に 112度30分の線上甲から239メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に 12度24分の線上甲から253メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及び キアを結ぶ7直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 柏島	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 035号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町一切溜 所地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基 点 ア 甲から磁針方位86度36分の線上 甲から428メートルの点 イ 甲から磁針方位65度9分の線上 甲から523メートルの点 ウ 甲から磁針方位78度23分の線上 甲から762メートルの点 エ 甲から磁針方位93度20分の線上 甲から701メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 一切	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 036号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 蜂の巣浜地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地鳥帽子窪区 画基点 ア 甲から磁針方位294度23分の線上 甲から321メートルの点 イ 甲から磁針方位339度18分の線上 甲から493メートルの点 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上 甲から581メートルの点 エ 甲から磁針方位105度48分の線上 甲から442メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 037号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 越戸地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地棒塔県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ塔県漁 場基点 基点丙 幡多郡大月町安満地平塔県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に120度 4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1 分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32 分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47 分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6 分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0 分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分 の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18 分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分 の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に165度 5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44 分の線との交点 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3 分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分 の線との交点 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37 分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分 の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及び クアを結ぶ8直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 038号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 向かいの浜沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社 前波止の先区画基点 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 12度33分の線と乙から甲を見通した線から 左に18度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 46度44分の線と乙から甲を見通した線から 左に33度47分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 89度58分の線と乙から甲を見通した線から 左に14度51分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 1度46分の線と乙から甲を見通した線から 右に1度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 039号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦立 碕地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ノ碕岡小型定 置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ碕小型 定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 141度21分の線と乙から甲を見通した線から 右に26度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 112度57分の線と乙から甲を見通した線から 右に55度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 53度32分の線と乙から甲を見通した線から 右に113度31分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 20度1分の線と乙から甲を見通した線から 右に148度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 040号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦中 崎の鼻地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画 基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻界漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に 84度45分の線上甲から340メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に 50度10分の線上甲から117メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 101度30分の線上甲から78メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に 100度20分の線上甲から148メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に 135度10分の線上甲から180メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に 125度0分の線上甲から250メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に 150度20分の線上甲から356メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に 140度0分の線上甲から428メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ ク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区 域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 041号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦タ ナの下地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画 基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻界漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に 52度10分の線上甲から502メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に 25度50分の線上甲から589メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 5度30分の線上甲から390メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に 47度10分の線上甲から244メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 042号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦椎ノ浦地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画 基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻界漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に 12度56分の線上甲から620メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に 0度36分の線上甲から741メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 342度43分の線上甲から589メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に 353度5分の線上甲から438メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 043号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦弦 場鼻沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画 基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻界漁場基点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に 50度42分の線と乙から甲を見通した線から 右に79度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 33度39分の線と乙から甲を見通した線から 右に104度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 27度34分の線と乙から甲を見通した線から 右に99度28分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 34度27分の線と乙から甲を見通した線から 右に84度43分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に 22度28分の線と乙から甲を見通した線から 右に56度6分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に 38度22分の線と乙から甲を見通した線から 右に44度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを 結ぶ6直線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 044号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦弦 場沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場 鼻界漁場基点第230号 ア 甲から磁針方位307度21分の線上 甲から800メートルの点 イ 甲から磁針方位333度29分の線上 甲から908メートルの点 ウ 甲から磁針方位12度34分の線上 甲から466メートルの点 エ 甲から磁針方位314度32分の線上 甲から182メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3,045号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦 デョヂョウ簀沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画 基点 ア 甲から磁針方位236度17分の線上 甲から419メートルの点 イ 甲から磁針方位274度52分の線上 甲から779メートルの点 ウ 甲から磁針方位288度24分の線上 甲から704メートルの点 エ 甲から磁針方位264度21分の線上 甲から308メートルの点 オ 甲から磁針方位251度29分の線上 甲から173メートルの点 カ 甲から磁針方位212度 4 分の線上 甲から139メートルの点 キ 甲から磁針方位206度54分の線上 甲から228メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキを 結ぶ 6 直線並びにキア間の最大高潮時の海 岸線により囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和 5 年 9 月 1 日か ら令和10年 8 月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,046号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦古 泊地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画 基点 ア 甲から磁針方位128度50分の線上 甲から264メートルの点 イ 甲から磁針方位134度18分の線上 甲から270メートルの点 ウ 甲から磁針方位181度24分の線上 甲から94メートルの点 エ 甲から磁針方位85度49分の線上 甲から53メートルの点 オ 甲から磁針方位85度49分の線上 甲から288メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ 4 直線並 びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲 まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和 5 年 9 月 1 日か ら令和10年 8 月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,047号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦く ろみど沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画 基点 ア 甲から磁針方位295度14分の線上 甲から653メートルの点 イ 甲から磁針方位312度 1 分の線上 甲から649メートルの点 ウ 甲から磁針方位317度19分の線上 甲から372メートルの点 エ 甲から磁針方位288度 5 分の線上 甲から380メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和 5 年 9 月 1 日か ら令和10年 8 月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3, 048号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦赤 崎沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦白の鼻県漁場 基点 ア 甲から磁針方位176度12分の線上 甲から664メートルの点 イ 甲から磁針方位159度26分の線上 甲から475メートルの点 ウ 甲から磁針方位144度49分の線上 甲から713メートルの点 エ 甲から磁針方位160度13分の線上 甲から851メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 049号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町泊浦白 鼻沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場 基点第176号 ア 甲から磁針方位214度46分の線上 甲から450メートルの点 イ 甲から磁針方位273度2分の線上 甲から121メートルの点 ウ 甲から磁針方位115度50分の線上 甲から336メートルの点 エ 甲から磁針方位162度19分の線上 甲から548メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 泊浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 050号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町龍ヶ迫 長浜地先（3）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁 場基点第172号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ノ養滯県 漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 85度46分の線と乙から甲を見通した線から 左に42度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 108度9分の線と乙から甲を見通した線から 左に35度34分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 117度20分の線と乙から甲を見通した線から 左に26度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 88度36分の線と乙から甲を見通した線から 左に32度13分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町、大島、片島、池 島、坂ノ下、新田、 宇須々木、権、大深 浦及び沖の島町母島 並びに幡多郡大月町 のうち赤泊、西泊、 檜ノ浦、周防形、古 満目、柏島、一切、 安満地、泊浦、龍ヶ 迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3,051号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町芳ノ沢 田土地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立曙区画基 点 ア 甲から磁針方位285度18分の線上 甲から385メートルの点 イ 甲から磁針方位326度35分の線上 甲から270メートルの点 ウ 甲から磁針方位319度3分の線上 甲から112メートルの点 エ 甲から磁針方位263度49分の線上 甲から297メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 龍ヶ迫及び芳ノ沢	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,052号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町芳ノ沢 立曙地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立曙区画基 点 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界立石区 画基点 ア 甲から磁針方位332度0分の線上 甲から240メートルの点 イ 乙から磁針方位321度0分の線上 乙から176メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町栄喜	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,053号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫町栄喜 立石地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界立石区 画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画 基点 ア 甲から磁針方位321度0分の線上 甲から176メートルの点 イ 甲から磁針方位64度28分の線上 甲から227メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町栄喜	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3, 054号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市小筑紫町栄喜一切田地先	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜ぼら網代区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜一切田大岩区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に24度49分の線と乙から甲を見通した線から左に137度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に34度6分の線と乙から甲を見通した線から左に124度53分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に53度45分の線と乙から甲を見通した線から左に67度51分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に90度4分の線と乙から甲を見通した線から左に27度45分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に48度42分の線と乙から甲を見通した線から左に6度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町栄喜	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
区第3, 055号	すくも湾漁業協同組合	宿毛市小筑紫町大海狸々簀地先	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町大海狸々簀区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から190メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に113度6分の線上甲から110メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に125度1分の線上甲から67メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から100メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に19度27分の線上甲から78メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に132度44分の線上甲から180メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に117度26分の線上甲から187メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に62度37分の線上甲から138メートルの点 ケ 甲から乙を見通した線から左に21度37分の線上甲から160メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアを結ぶ9直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宿毛市のうち小筑紫町大海	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 056号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫町長崎 山白磔沖	点の位置 基点甲 宿毛市大島島帽子磔区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白磔区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 35度46分の線と乙から甲を見通した線から 左に52度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 10度17分の線と乙から甲を見通した線から 左に17度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 14度19分の線と乙から甲を見通した線から 左に45度47分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 21度5分の線と乙から甲を見通した線から 左に60度19分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に 21度32分の線と乙から甲を見通した線から 左に75度7分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に 25度28分の線と乙から甲を見通した線から 左に77度39分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを 結ぶ6直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 057号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫町大海 弘浦地先	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区 画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 103度29分の線と乙から甲を見通した線から 右に26度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 34度38分の線と乙から甲を見通した線から 右に115度22分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 10度51分の線と乙から甲を見通した線から 右に155度19分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 114度6分の線と乙から甲を見通した線から 右に14度7分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町小筑紫及び大海	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 058号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫町内外 ノ浦前地先	点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区 画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 77度30分の線と乙から甲を見通した線から 右に44度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 86度55分の線と乙から甲を見通した線から 右に46度52分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 74度58分の線と乙から甲を見通した線から 右に61度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 64度4分の線と乙から甲を見通した線から 右に61度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町内外ノ浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 059号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫地先宿 毛湾中央	点の位置 基点甲 宿毛市大島島帽子簷区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白簷区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 72度32分の線と乙から甲を見通した線から 左に72度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 47度42分の線と乙から甲を見通した線から 左に58度46分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 38度36分の線と乙から甲を見通した線から 左に78度46分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 56度7分の線と乙から甲を見通した線から 左に80度44分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に 59度51分の線と乙から甲を見通した線から 左に75度25分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に 67度50分の線と乙から甲を見通した線から 左に77度33分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを 結ぶ6直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 3, 060号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市小筑紫地先宿 毛湾中央沖	点の位置 基点甲 宿毛市大島島帽子簷区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白簷区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 62度24分の線と乙から甲を見通した線から 左に76度8分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 59度51分の線と乙から甲を見通した線から 左に75度25分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 56度7分の線と乙から甲を見通した線から 左に80度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 58度52分の線と乙から甲を見通した線から 左に81度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち小筑紫 町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 061号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市大島地先宿毛 湾中央	点の位置 基点甲 宿毛市大島烏帽子渚区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白渚区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 90度5分の線と乙から甲を見通した線から 左に59度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 85度20分の線と乙から甲を見通した線から 左に46度36分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 99度57分の線と乙から甲を見通した線から 左に39度3分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 100度49分の線と乙から甲を見通した線から 左に34度13分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に 71度22分の線と乙から甲を見通した線から 左に48度57分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に 84度8分の線と乙から甲を見通した線から 左に64度56分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを 結ぶ6直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち大島、 片島、池島、坂ノ 下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 062号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市大島地先宿毛 湾中央沖	点の位置 基点甲 宿毛市矢竹島渚区画基点 基点乙 宿毛市大島烏帽子渚区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 122度38分の線と乙から甲を見通した線から 左に45度46分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 120度14分の線と乙から甲を見通した線から 左に45度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 111度53分の線と乙から甲を見通した線から 左に52度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 115度49分の線と乙から甲を見通した線から 左に51度48分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち大島、 片島、池島、坂ノ 下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 063号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市大島咸陽島地 先	点の位置 基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点 基点乙 宿毛市矢竹島北区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 21度9分の線と乙から甲を見通した線から 左に80度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 24度27分の線と乙から甲を見通した線から 左に13度56分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 19度17分の線と乙から甲を見通した線から 左に11度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 19度17分の線と乙から甲を見通した線から 左に81度9分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち大島、 片島、池島、坂ノ 下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3,064号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市宇須々木久万 端地先	点の位置 基点甲 宿毛市藻津桐島南区画基点 基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端県漁 場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 131度54分の線と乙から甲を見通した線から 左に15度1分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 77度41分の線と乙から甲を見通した線から 左に72度0分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 106度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に55度5分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 151度14分の線と乙から甲を見通した線から 左に17度42分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち大島、 片島、池島、坂ノ 下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,065号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津桐島南地 先	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画 基点 基点乙 宿毛市藻津桐島長磯区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 41度2分の線と乙から甲を見通した線から 左に92度38分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 76度34分の線と乙から甲を見通した線から 左に49度0分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 67度55分の線と乙から甲を見通した線から 左に34度17分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 27度24分の線と乙から甲を見通した線から 左に94度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,066号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島南 地先(1)	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島ボウズ碁区画 基点 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 110度48分の線と乙から甲を見通した線から 左に55度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 132度8分の線と乙から甲を見通した線から 左に37度51分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 139度58分の線と乙から甲を見通した線から 左に26度49分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 101度55分の線と乙から甲を見通した線から 左に54度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 3,067号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島南 地先(2)	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濤区画基 点 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濤区 画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 28度19分の線と乙から甲を見通した線から 左に138度14分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 45度11分の線と乙から甲を見通した線から 左に114度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 41度54分の線と乙から甲を見通した線から 左に101度43分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 17度14分の線と乙から甲を見通した線から 左に146度25分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,068号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島南 地先(3)	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濤区画基 点 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濤区 画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 51度45分の線と乙から甲を見通した線から 左に108度38分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 71度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に89度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 95度59分の線と乙から甲を見通した線から 左に51度1分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 51度45分の線と乙から甲を見通した線から 左に65度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3,069号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島南 地先(4)	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濤区画基 点 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濤区 画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 77度11分の線と乙から甲を見通した線から 左に82度56分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 99度22分の線と乙から甲を見通した線から 左に67度6分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 137度0分の線と乙から甲を見通した線から 左に32度30分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 132度35分の線と乙から甲を見通した線から 左に24度41分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 070号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津大藤島 松ヶ鼻地先	点の位置 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画 基点 基点乙 宿毛市藻津中ノ瀬区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 56度30分の線と乙から甲を見通した線から 左に8度9分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 71度54分の線と乙から甲を見通した線から 左に15度6分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 25度6分の線と乙から甲を見通した線から 左に31度36分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 13度36分の線と乙から甲を見通した線から 左に18度18分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 071号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津桐島東地 先	点の位置 基点甲 宿毛市藻津桐島ワシ谷の鼻区画 基点 ア 甲から磁針方位17度18分の線上 甲から109メートルの点 イ 甲から磁針方位126度46分の線上 甲から191メートルの点 ウ 甲から磁針方位138度38分の線上 甲から178メートルの点 エ 甲から磁針方位357度50分の線上 甲から85メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 072号	藻津漁業協同組合	宿毛市藻津桐島西ノ 鼻地先	点の位置 基点甲 宿毛市藻津桐島長磯区画基点 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 38度30分の線と乙から甲を見通した線から 左に25度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 65度36分の線と乙から甲を見通した線から 左に56度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 60度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に62度30分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 29度36分の線と乙から甲を見通した線から 左に30度0分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち藻津	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 073号	すくも湾漁業協同組 合	宿毛市沖の島町母島 大和の内地先	点の位置 基点甲 宿毛市沖の島母島外頭区画基点 ア 甲から磁針方位263度43分の線上 甲から198メートルの点 イ 甲から磁針方位298度0分の線上 甲から307メートルの点 ウ 甲から磁針方位278度42分の線上 甲から73メートルの点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲 まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	宿毛市のうち沖の島 町母島	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 3, 301号	高知県漁業協同組合	香南市夜須町手結山 沖	点の位置 基点甲 安芸郡芸西村上黒鹭県漁場基点 ア 甲から磁針方位192度8分の線上 甲から3, 034メートルの点 イ 甲から磁針方位194度48分の線上 甲から3, 033メートルの点 ウ 甲から磁針方位194度39分の線上 甲から2, 830メートルの点 エ 甲から磁針方位191度48分の線上 甲から2, 836メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	香南市のうち夜須町	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 養殖用の種苗 は、人工種苗でなけ ればならない。
区第 3, 302号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町柏島赤 むら崎前地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第 184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に 5度23分の線上甲から459メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に 20度24分の線上甲から539メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 64度10分の線上甲から604メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 87度30分の線上甲から406メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に 75度51分の線上甲から307メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に 112度30分の線上甲から239メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に 12度24分の線上甲から253メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及び キアを結ぶ7直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 柏島	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 漁場の区域にお いて設置する養殖の 用に供する施設は、 次に掲げる規模を超 えてはならない。た だし、生け簀の総面 積が40, 460平方メー トルを超えない範囲 内で、生け簀の形 状、規格又は台数を 変更することができる。 ア 直径が30メー トルの円形で2台 イ 直径が50メー トルの円形で3台 ウ 辺の長さが16 メートルの正六角形 で2台 エ 辺の長さが24 メートルの正八角形 で5台 オ 辺の長さが 24. 5メートル及び 51. 5メートルの長八 角形で4台

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3,303号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町一切く え浜地先（2）	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基 点 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突 端界漁場基点第246号 ア 甲から乙を見通した線から左に 93度41分の線と乙から甲を見通した線から 右に52度19分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 63度55分の線と乙から甲を見通した線から 右に69度3分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 58度50分の線と乙から甲を見通した線から 右に58度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 102度55分の線と乙から甲を見通した線から 右に39度34分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 一切	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 養殖用の種苗 は、人工種苗でなけ ればならない。
区第 3,304号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 蜂の巣浜地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地鳥帽子浜区 画基点 ア 甲から磁針方位294度23分の線上 甲から321メートルの点 イ 甲から磁針方位339度18分の線上 甲から493メートルの点 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上 甲から581メートルの点 エ 甲から磁針方位105度48分の線上 甲から442メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 漁場の区域にお いて設置する養殖の 用に供する施設は、 次に掲げる規模を超 えてはならない。た だし、生け簀の総面 積が32,847平方メー トルを超えない範囲 内で、生け簀の形 状、規格又は台数を 変更することができ る。 ア 直径が18メー

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 305号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 越戸地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地椿湾県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ湾県漁 場基点 基点丙 幡多郡大月町安満地平湾県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に120度 4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1 分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32 分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47 分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6 分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0 分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分 の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18 分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分 の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に165度 5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44 分の線との交点 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3 分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分 の線との交点 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37 分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分 の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及び クアを結ぶ8直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 漁場の区域にお いて設置する養殖の 用に供する施設は、 直径が60メートルの 円形で3台の規模を 超えてはならない。 ただし、生け簀の総 面積が8,478平方メー トルを超えない範囲 内で、生け簀の形 状、規格又は台数を 変更することができ る。
区第 3, 306号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦立 湾地先	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ湾岡小型 定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ湾小型 定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 141度21分の線と乙から甲を見通した線から 右に26度4分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 112度57分の線と乙から甲を見通した線から 右に55度10分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 53度32分の線と乙から甲を見通した線から 右に113度31分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 20度1分の線と乙から甲を見通した線から 右に148度5分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 漁場の区域にお いて設置する養殖の 用に供する施設は、 次に掲げる規模を超 えてはならない。た だし、生け簀の総面 積が71,357平方メー トルを超えない範囲 内で、生け簀の形 状、規格又は台数を 変更することができ る。 ア 直径が30メー トルの円形で21台 イ 直径が60メー トルの円形で20台 3 養殖用の種苗 は、別の区画漁業権 漁場から当該漁場に 移送させた種苗を除 き、天然種苗を活け 込んではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 3, 307号	橘浦漁業協同組合	幡多郡大月町橘浦弦 場鼻沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画 基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・柏浦界弦場 鼻界漁場基点第320号 ア 甲から乙を見通した線から左に 50度42分の線と乙から甲を見通した線から 右に79度59分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 33度39分の線と乙から甲を見通した線から 右に104度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 27度34分の線と乙から甲を見通した線から 右に99度28分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 34度27分の線と乙から甲を見通した線から 右に84度43分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に 22度28分の線と乙から甲を見通した線から 右に56度 6 分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に 38度22分の線と乙から甲を見通した線から 右に44度 5 分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを 結ぶ6 直線により囲まれた区域	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式 養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 橘浦	1 昼夜間の漁具標 識を特に明瞭にする こと。 2 漁場の区域にお いて設置する養殖の 用に供する施設は、 直径が30メートルの 円形で20台の規模を 超えてはならない。 ただし、生け簀の総 面積が14, 130平方 メートルを超えない 範囲内で、生け簀の 形状、規格又は台数 を変更することがで きる。
区第 3, 601号	すくも湾漁業協同組 合	幡多郡大月町安満地 向かいの浜沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社 前波止の先区画基点 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画 基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 12度33分の線と乙から甲を見通した線から 左に18度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 46度44分の線と乙から甲を見通した線から 左に33度47分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 89度58分の線と乙から甲を見通した線から 左に14度51分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 1 度03分の線と乙から甲を見通した線から 右に 1 度46分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	えび類小割り式養殖	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	幡多郡大月町のうち 安満地	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。
区第 4, 001号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町沖防波 堤前	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基 点 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基 点 ア 甲から乙を見通した線から左に 75度 4 分の線と乙から甲を見通した線から 右に27度 6 分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 49度 2 分の線と乙から甲を見通した線から 右に57度 3 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 22度31分の線と乙から甲を見通した線から 右に38度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 77度41分の線と乙から甲を見通した線から 右に14度11分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線に より囲まれた区域	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第 4, 002号	高知県漁業協同組合	土佐市宇佐町古波止 南地先(1)	点の位置 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に 42度19分の線と乙から甲を見通した線から 左に79度52分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に 86度8分の線と乙から甲を見通した線から 左に26度57分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 79度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に22度50分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に 37度4分の線と乙から甲を見通した線から 左に81度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	土佐市のうち宇佐町	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 4, 003号	大谷漁業協同組合	須崎市大谷小室戸地 先	点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位37度58分の線上 甲から917メートルの点 イ 甲から磁針方位41度10分の線上 甲から1,113メートルの点 ウ 甲から磁針方位61度5分の線上 甲から1,062メートルの点 エ 甲から磁針方位60度26分の線上 甲から856メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	須崎市のうち大谷	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。
区第 4, 004号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ 加江押岡地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀塔 小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加 江港防波堤灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に 65度50分の線上甲から842メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に 72度30分の線上甲から817メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 71度10分の線上甲から740メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 64度0分の線上甲から765メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年5 月31日まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第 4,005号	高知県漁業協同組合	高岡郡中土佐町上ノ 加江弁天崎地先	点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町一ツ簀岡小型定 置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎 小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に 49度20分の線と乙から甲を見通した線から 右に38度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に 41度10分の線と乙から甲を見通した線から 右に53度30分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に 22度32分の線と乙から甲を見通した線から 右に40度20分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 25度30分の線と乙から甲を見通した線から 右に23度10分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線に より囲まれた区域		第一種区画漁業	藻類養殖業	12月1日から翌年5 月31日まで	令和5年9月1日か ら令和10年8月31日 まで	団体	高岡郡中土佐町のう ち上ノ加江	昼夜間の漁具標識を 特に明瞭にするこ と。